





健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条の規定に基づき登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和七年九月二十二日

關東信越厚生局長

針田 哲

[illegible]



健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条の規定に基づき登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和

七年

九月

三十一日

關東信越厚生局長

針田 哲

[illegible]

登録の記号番号

氏

名

登録年月日

玉藥 三〇四六一九

松永 美紀

令和七年六月二日

玉藥 三〇四六二〇

佐藤 真大

令和七年五月二十三日